

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和6年4月16日（火）に一部取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内にお申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
ソフトバンク株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
ソフトバンクが発行しているプリペイド（3G）

○払戻しのお申出期間
令和6年4月22日（月）午前10時00分から令和6年7月22日（月）午後7時00分まで
※当該申出期間内にお申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○手続き方法
契約者ご本人様より下記問い合わせ先までお電話いただいた後、ご契約状況を確認後、返金用申請用紙および返信用封筒を送付させていただきます。
必要事項をご記入の上、令和6年8月31日（土）までに必着にてご返送いただけましたら、令和6年4月16日（火）時点の未使用残高を、ご指定いただいたご契約者様ご本人名義の金融機関の口座へお振り込みにて払戻しいたします。（手数料は弊社負担となります）
※ソフトバンク取扱店、ソフトバンクオンラインショップ
およびソフトバンクカスタマーサポートでは払戻しはできません。

○払戻しに関する問い合わせ先
ソフトバンク株式会社 プリペイド3G残高払戻し事務局
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号
（受付期間）令和6年4月22日（月）午前10時00分～令和6年7月22日（月）午後7時00分
（受付時間）午前10時00分～午後7時00分
※土日祝日含む
0120-251-306（通話料無料）

ソフトバンク株式会社
令和6年4月22日